

収入基準

下記基準額以上の収入がある場合は認定できません。

(令和5年3月31日まで)

	60歳未満		60歳以上	
	障害年金受給無	障害年金受給有	公的年金受給無	公的年金受給有
年額	130万円	180万円	130万円	180万円
月額	108,334円	150,000円	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円	3,612円	5,000円

※「障害年金受給」とは、認定対象者の収入の一部または全部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る収入である場合を指します。

※認定対象者が60歳以上である場合でも、公的年金の受給がない方については年額130万円となります。

(令和5年4月1日から)

	60歳未満の者	60歳以上の者 又は 障がい有者
年額	130万円	180万円
月額	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円

※「障がい有者」とは、国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障がいを支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障がい有者であることを指します。

収入基準に関する注意事項

○年額とは12か月間の収入を意味しますが、暦年又は年度によって期間を限定して得られた収入ではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の、将来に向かって恒常的に得ることが予測できる総収入をいいます。

○収入には交通費や通勤手当も含まれます。

○年金のように一定の期間を単位とし支給されるものについては、収入の1か月分が基準月額(108,334円または150,000円)以上の場合には認定できません。

○アルバイト収入やパート収入も収入月額で判断します。勤務条件から算定した収入月額が基準月額を超える場合には認定できません。ただし、勤務条件からは基準額を超えると見込まれなかった場合であっても、結果として12か月間の合計収入が基準年額を超えた場合、超えた時点から1年間遡って資格喪失となります。

○事業収入、不動産収入、農業収入、その他の収入で、税法上控除の対象となっている経費で

も、共済組合の被扶養者認定の際は控除できないものがあります(例:交通費、接待費等)。このため、被扶養者認定の届け出や被扶養者資格要件確認調査の際には所得証明書に加え確定申告書の写し及び収支内訳書等(経費の種類及び金額のわかる書類)が必要です。

- 課税の対象から外されている年金(遺族年金、障害年金等)も収入として算定します。
また、生命保険契約等に基づく個人年金や貯蓄型の個人年金を受給されている場合は、総支払額(掛金等の必要経費を差し引く前の金額)が収入額となります。
- 雇用保険失業給付、会計年度任用職員等を退職して「失業者の退職手当」を受給する場合、受給日数にかかわらず基本手当日額が基準日額(3,612 円または 5,000 円)以上の場合には認定できません。

その他の注意事項

- 夫婦ともに収入があり、子を扶養する場合は、夫婦の収入を比較した上で認定の可否を判定します。届け出た組合員の収入が少なかった場合、扶養の認定はできません(ただし、夫婦の年間収入の差が1割以内の場合は、届け出た組合員の被扶養者として認定する場合があります)。
- 配偶者以外の方(子や親等)を扶養認定の届け出をする場合で、その方に配偶者がいる場合には夫婦の収入合算額も判定の基準となります。(夫婦の収入合算額がそれぞれの収入基準額の合算額を超えている場合には認定できません。下記の 例) をご参照ください。)

例) 認定対象者:母(60 歳以上、収入 120 万円/年)とした場合に父(60 歳以上)の収入が 250 万円/年であった場合

①母の基準年額 180 万円+父の基準年額 180 円=360 万円/年

②母の収入 120 万円/年+父の収入 250 万円/年=370 万円/年

①<② となり、収入合算額が収入基準額の合算額を超えるため、父のみでなく、母も認定対象外となります。